

## 苫小牧市民自治推進会議（平成27年度第1回）会議録

開催日時 平成27年5月28日（木）午後6時30分～午後8時30分  
開催場所 苫小牧市役所9階 93会議室  
出席委員 谷岡会長、小山田副会長、川島委員、喜多委員、栗山委員、佐藤委員、  
志方委員、水口委員、山田委員  
欠席委員 廣島委員  
事務局 総合政策部長（富田）、政策推進室長（町田）、市民自治推進課長（加賀谷）、  
市民自治推進課長補佐（中村）、市民自治推進課主査（吉田）  
説明員 市民生活課長（石井）  
報道機関 苫小牧民報社  
傍聴者 なし

### 1 開会

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきます。会議に先立ちまして、委嘱状交付式を行います。それでは、岩倉市長より、順番に委嘱状を交付させていただきますので、皆様、御起立お願いしたいと思います。

### 2 委嘱状交付式

【市長から委員に委嘱状が交付された。】

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 本日は、苫小牧青年会議所から廣島貴典（ひろしま たかのり）委員につきましては、本日、所用によりまして欠席していますので、委嘱状につきましては、後日、送付をさせていただきますと思います。

それでは、岩倉市長より御挨拶申し上げます。

### 3 市長挨拶

○岩倉市長 まず、それぞれに、大変、御多用の中、今日お時間をいただき御出席をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。同時に、ただ今、委嘱状を交付させていただきました。ある意味で厄介なテーマの一つでありますけれども、任期の間、いろいろ、御苦勞をおかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

この市民自治推進会議は、市長の諮問に応じまして、自治基本条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査、審議をするほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができるとされており。同時に、この推進会議は、自治基本条例の規定によりまして設置されている市長の附属機関という位置付け。これは、役所の決まりの中での附属機関という位置付けになります。市長になって8年、約9年になりますけれども、取り巻く時代の変化、あるいは、この国、このまちが置かれている状況を考えましたときに、「市民自治のあり方」というものが、大変、大きな変化の渦中にあるということを実感している一人でありますけれども、ここに至るまでの間、この審議会を通じまして、様々な御意見、御提言をいただきながら、条例制定等々

の経過もございました。是非、我々が今、歩んでいる時代認識を共有し、あるいは苫小牧が抱えている課題、あるいは未来戦略等々について、同じ認識を持ち、「市民自治のあり方がいかにあるべきか。」ということについて、まあ、我々、役所でありますから、計画を作りながら一步一步進んでいる最中でありまして、そのことについて、ぜひ、忌憚（きたん）のない御意見、あるいは、御示唆等々いただくことになるわけでありまして、是非、よろしく御意見を申し上げたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、今、本当にマスコミ等々で「人口減少」、苫小牧においては「迫りくる高齢化」、そして、「人口減少」というトレンドの中に苫小牧も片足を突っ込んで、まもなく両足を突っ込むという状況であります。人口が減るといことがどのような市民生活、あるいは市民自治にどう影響するのかという総合的な観点も含めてですね、我々、まちづくりというものを微調整しながら、市民にとって時代にマッチングした都市経営に励んでいきたい。そんな思いもありますので、あらゆる角度から皆様方に御意見、どんどん寄せていただければというふうに考えておりますので、よろしく御意見を申し上げます。

簡単でありますけれども、冒頭、私の現状の市民自治に関する思いの一端を聴いていただきまして、御挨拶に代えさせていただきます。よろしく御願います。

#### 4 委員紹介・事務局紹介

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 大変恐縮ではございますが、市長は、この後、公務がございまして、ここで退席をさせていただきますことを御了承願いたいと思います。

##### 【岩倉市長退席】

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） それではですね、ここで委員の皆様を御紹介させていただきますけれども、会議次第の6番目のところでですね、会議の前に皆さんの、各委員さんからの自己紹介をしていただく時間を設けておりますので、ここでは委員の皆様のお名前だけ紹介させていただきますと思います。

まずは、学識委員3人から紹介させていただきます。

苫小牧駒澤大学国際文化学部教授、川島和浩（かわしま かずひろ）委員です。

苫小牧工業高等専門学校環境都市工学科教授の栗山昌樹（くりやま まさき）委員です。

朝日田コーポレーションコンサルティング部長の小山田剛（おやまだ つよし）委員です。

続きまして、市民活動団体推薦委員4人を御紹介させていただきます。

苫小牧市町内会連合会から推薦の谷岡裕司（たにおか ひろし）委員です。

苫小牧市商店街振興組合連合会から推薦の志方光徳（しかた みつなり）委員です。

苫小牧市ボランティア連絡協議会から推薦の水口哲二（みずぐち てつじ）委員です。

苫小牧青年会議所から推薦の廣島貴典（ひろしま たかのり）委員につきましては、所により欠席となっております。

それでは、公募委員3人を紹介させていただきます。

喜多新二（きた しんじ）委員です。

佐藤緒子（さとう しょうこ）委員です。

山田美枝子（やまだ みえこ）委員です。

それでは、次に、事務局の紹介をさせていただきます。

総合政策部長の富田でございます。

総合政策部政策推進室長の町田でございます。

私、市民自治推進課長の加賀谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

同じく課長補佐の中村でございます。

同じく主査の吉田でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

また、会議の議題にもございますけども「市と町内会との協働について」の説明員といたしまして、市民生活部市民生活課長の石井が同席しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからは着席をさせていただいて進めさせていただきたいと思ひます。

## 5 会長・副会長の選出

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） それでは、会議に先立ちまして、苫小牧市民自治推進会議の会長及び副会長の選出をお願ひしたいと思います。

本会議につきましては、苫小牧市民自治推進会議規則第3条第1項の規定により、「推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」こととされております。したがって、会長及び副会長につきましては、委員の皆様の中からお決めいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひしたいと思います。

●川島委員 会長には、谷岡委員がよろしいのではないかと推薦いたします。

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） ただ今、会長に谷岡委員を御推挙される意見をいただきましたが、皆様どうでしょうか。

### 【異議なし】

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） ありがとうございます。それでは、谷岡委員に会長をお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

次にですね、副会長についてでございますけども、谷岡会長から、どなたか副会長としてお願ひしたい委員さんはいらっしゃいますでしょうか。

●谷岡会長 小山田委員さんにお願ひしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） ただ今、副会長に小山田委員さんを御推挙される意見をいただきましたが、異議なしということですのでよろしいですか。

### 【異議なし】

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） それでは、小山田委員に副会長をお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これからの進行につきましては、谷岡会長にお願ひしたいと存じます。谷岡会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 6 会議

●谷岡会長 それでは、平成27年度の第1回市民自治推進会議を開催したいと思います。会長に推薦をしていただきました谷岡でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。まず、私の方から自己紹介をしたいと思います。

私は日新草笛町内会で町内会長を12年ほど行っておりますけれども、だんだんと町内の方も年をとってきまして、子供たちも、今、豊川小学校の方の校区でございますけれども、豊川小学校は豊川地区、そして、日新地区、あの、1丁目と6丁目。それと有珠の沢でございますけれども、1年生が大体60名しか今はなくなっております。それだけ町自体がいわゆる年をとった町になってきたのかなという具合に感じます。それは、昭和42年くらいから昭和50年くらいに区画整理ができて、そして、住宅が張り付いたわけでございます。ですから、本当に、まちというのがいつ頃に年をとっていくとか、そんなような感じを今しみじみと感じております。どうぞ、皆様方にいろんな知恵をいただきながら、この自治推進会議がスムーズに行くようによろしく願いをいたします。

では、こちらの方から願いをいたします。小山田委員、お願いします。

●小山田副会長 先ほど、副会長という大役を仰せつかりました。札幌PHP朝日田コーポレーションの小山田剛と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。札幌PHP、あの、A5版くらいですね、小さいPHPというものを出してるPHP研究所の北海道の代理店をやっています。主に地方自治体さん、行政さんを含めての研修事業とですね、それから一昨年になりますか。苫小牧市さんからもお呼びをいただいたんですけども、町内会の加入促進と活動の活性化というのをテーマにですね、今まで全国各地の自治体さんをおじゃましたときに、そこの町内会の状況とかを調べてまいりました。

そんなこともありまして、去年、札幌市の複数の区からですね、そのテーマで話をすれということで、お話をしたところですね、苫小牧市さんからまたお呼びがかけられて。一昨年ですよ、お話をさせていただいて、その関係もあってですね、今年がその町内会の活性化と言いますか、まちづくりの推進ということがテーマという。今年、来年ですか。で御要望をいただいたというふうに思います。札幌市からですけども、なるべく早く皆さんと一緒に足並みをそろえるように進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

●栗山委員 苫小牧高専の栗山と申します。専門は土木工学でございます、どちらかという水ですとか、環境ですとか、それから建設マネジメントですとか、まあ、よく分からないことを担当しております。実は以前、ここの苫小牧市役所に30年ほど勤めておりました。ずっとまちづくりをやっておりました。今でも、たまに自分のやったところを見に行くんですけども、町が大分、発展したことを痛感しています。教え子も大分ここの役所に入っておりますので、いろいろな事を聞きながらですね、できるだけ知恵を出させていただきたいなというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

●喜多委員 皆さんこんばんは。私は一般公募で、この度、この苫小牧市民自治推進会議に参加させていただくことになりました喜多と申します。ふだんまちづくりや町内の活動といたしましては、民生児童委員主任児童員と言いまして、子供の方のとかをやっています。あと、清水小学校。私、うちの子供が通っているのですが、そちらの方のPTA会長もさせていただいております。町内とか地域のコミュニティー、また、PTAという意味で、だんだん若い人が、子どもが入ってきて、まちづくりや小学校、また、コミュニティーと

かあると思うんですけども。そういう意味では大変、関心度の低さというものをつくづく感じてますし、この、先ほど岩倉市長がおっしゃられた人口減少という問題に関しても、それと連動して地域への関心というものも日にして低くなってきているのではないかなというふうに思っております。まだ、右も左も分からず、この自治推進会議の方、参加させていただきますけども、無力ながら私も意見をさせていただけたらと思っております。どうか皆さん、よろしく願いいたします。

●佐藤委員 皆さん、こんばんは。佐藤緒子と申します。どうぞよろしく願いいたします。私も一般公募から選んでいただいたという立場でございます。私は町内会も子ども会、まあ、今は、現在も町内会ですけども、活動していますけれども、それよりも、今、仕事で私、ペット霊園。ワンちゃんネコちゃんのお弔いをする霊園に勤めております。そこで思うことは、人と人とのつながりが、とても希薄になっているなと感じております。まちづくりの前に、やっぱりこう、人と人とのつながりを大事にしたいという思いがありまして、今回、応募させていただきました。私のような、仕事をしながら、ちょっと変わった立場から何か意見が言えたらいいなと感じております。どうぞよろしく願いいたします。

●山田委員 山田美枝子と申します。どうぞよろしく願いします。私はですね、今、三光町に住んでおまして、21年前にですね、愛知県から転入してまいりました。20年以上住んでいるんですが、町内会活動にはですね、参加していないわけではないんですが、実はですね、郡長を主人と2人で交代しながら20年くらいほぼ最初からやっておりますので、はい、やらせていただいております。子供が小さい頃には、おみこしを担がせていただいたりだとか、ある程度、町内活動には参加していたんですが、郡長という仕事をさせて広報を配るくらいは、やらせていただいているんですが、実際にはほとんどやってないので、その反省を踏まえまして、今回、こういう会に参加させていただいて、何か勉強させていただけたらなと思ひまして公募させていただきました。

仕事はですね、北海道新聞が出しておりますミニコミ誌の道新「とまこむ」というものの編集を担当しております。これは、どなたかから、何人かの方から「読んでます。」というふうに言っていたのですが、難しいことは何も載っていないので、まちのことをたくさん取り上げるのが目的で出しておりますので、ここで勉強をさせていただいたことを少しでも町内会に役立てしながら仕事にも少し役立てさせていただけたらなと思って、そういう思いで参加しました。どうぞよろしく願いいたします。

●水口委員 水口です。私は、所属は苫小牧市ボランティア連絡協議会といたしまして、苫小牧市内のボランティアの団体、今、38団体あるんですが、会員数にしますと1,800人くらいいるんですけども、そこで先ほど名刺配ったとき、事務局になっていましたけど、一応、副会長をやっています。ボランティア活動は、私は40年近くやっているんですけども、この市民自治というのは、なかなか何年かやっているんですけども、まだ、いまだかつて理解してない部分あるんで、この機会を、今年度を利用して、更に躍進したいなと思ひだけは持ってます。ひとつよろしく願いいたします。

●志方委員 商店街からやって参りました志方でございます。どうぞよろしく願いします。商店街という組織は町内会などの地縁団体という側面と、また、経済団体という側面と両方、持ってまして、更に言うと、苫小牧市さんの政策の中では、まちなか再生というか中心市街地活性という部分でもしっかりと網が掛っている部分なので、いろんな要素で苫小牧市さんとの協調させていただく部分が非常に多い団体だと存じております。また、

商店街では、どんどん衰退していつているかのような側面と、また、ぼこぼこ人も新しく入ってきているという所もありますので、我々、若手というのもまだ、そこにいるんだぞというところですね、この会議の中で少しでもお役立てさせていただければというふうに考えておりますので。多分、最若手なんじゃないかと思うんですが、どうぞよろしくお願いいたします。

●川島委員 皆さんこんばんは。苫小牧駒澤大学の川島和浩と申します。私はあの専門は会計学です。民間企業の財務分析だとか、あるいはパブリックセクターですね、まあ、行政、あるいは、病院。そういったところのですね、経営に関して、どういう評価が望ましいか、まあ、そういったところをですね、研究している者です。

で、私はこの市民自治推進会議につきましては2年前からですね、務めさせていただきました、ある意味、これ2期目という形になります。前は市民、住民投票ですか。条例の方ですね、会長の方、谷岡委員を始めですね、水口委員といろいろとですね、議論をさせていただきました。

今回はまちづくりというのが大きなテーマというようにお話を聞いておりました。やはりあの、これからはですね、やっぱり、将来を担う人材をですね、私たちどう育てていくか。また、そのためにはですね、今ある、そういったいろんなこう、町内会を始めとしたですね、団体の今ある力をもっとこう引き出すような、また皆さんがですね、スムーズに活動できるような、そういう支援をですね、やはりしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。また、この会議を通じて、本当に苫小牧に住んで良かったなというのが実感できるようにしたいというのを感じております。皆さんよろしくお願ひいたします。

●谷岡委員 どうもありがとうございます。では、一応、皆様の自己紹介も終わりましたので、会議の方に進めていきたいと思ひます。

#### (1) 本会議の目的、所掌事項、会議規則等について

●谷岡委員 それでは、会議次第により、(1) 本会議の目的、それから会議規則等について事務局から説明をお願いをいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） それでは、私の方から本会議の目的、所掌事項、会議規則等について御説明をしたいと思います。まず、皆さまのお手元に水色のフラットファイルがあるかと思ひますが、備付資料と書かれたファイルが皆さまの手元にあると思ひます。こちらのファイルの最初のページをまず開いていただきたいと思います。こちらの備付資料はですね、苫小牧市自治基本条例や苫小牧市市民参加条例など、市民自治に関する資料をまとめたファイルになっております。この備付資料を元に御説明させていただきます。

それでは（インデックス番号）8番。苫小牧市自治基本条例のページを御覧ください。よろしいでしょうか。こちらの方は、苫小牧市自治基本条例が書かれております。こちらの第1条に目的が書かれておまして、「この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。」とされており、本会議の目的を簡単に言いますと、市民自治によるまちづくりの推進ということになります。それではページを1ページめくっていただきたいと思います。第3条、こちらの方にはですね、情報共有

の原則、市民参加の原則、協働の原則が規定されており、この基本原則に基づいて市民自治によるまちづくりを推進するものとしております。

続きまして、第30条までページをめくっていただいでよろしいでしょうか。第30条には、苫小牧市民自治推進会議が規定されております。市長の附属機関として市民自治推進会議は置かれています。附属機関ですが、これは学識の方の専門的な知識ですとか市民の皆さんからの幅広い御意見をいただいて、市政運営に反映させていくという機関、会議で、法律や条例に設置根拠がある機関になっております。

市民自治推進会議は、市長の諮問に応じ、調査審議を行い、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができるとされております。推進会議の委員は10人以内、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱するということで、任期は2年ということでございます。推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるとなっております。

次のページの（インデックス番号）9のところを開いていただいでよろしいでしょうか。9番には、苫小牧市民自治推進会議規則が書かれております。苫小牧市民自治推進会議規則第2条には委員の規定がございまして、公募に応じていただいた方、市民活動団体が推薦する者、学識経験者が委員のメンバーであること。第4条には会議の規定がございまして、4項に、推進会議の会議は公開するというようになっております。

本会議の目的、所掌事項、会議規則等については、以上となります。

●谷岡会長 どうもありがとうございます。ただ今の説明に関して、何か御質問はありますか。

なければ次の議題に進みたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

## (2) 会議及び会議録の取扱いについて

●谷岡会長 それでは、「(2) 会議及び会議録の取扱い」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 会議次第の6の「(2) 会議及び会議録の取扱いについて」でございますが、皆様のお手元の会議次第をめくっていただきたいと思うんですけども、会議次第のクリップで留めてある資料のですね、一番最後のところに「苫小牧市民自治推進会議における会議及び会議録の取扱いについて」。こちらの資料ありますでしょうか、大丈夫でしょうか。それでは、こちらの資料について説明させていただきます。

それでは、説明させていただきます。まず、会議については。まず、こちらの資料はですね、苫小牧市民自治推進会議における会議及び会議録の取扱いについて（案）ということで、今回、御提示させていただいております。

まず会議については公開とする。

2番目の委員名簿についてでございますが、委員名簿については、別添「苫小牧市民自治推進会議委員名簿」とおとりとし、ホームページ等により公開する。こちらの委員名簿につきましても、会議資料の中に付けておりますので、もし、誤り等がございましたら、会議終了後でも構いませんので、教えていただければと思います。

続きまして、会議録について。「1 発言内容の記録について」。会議録は、発言をそのまま記載して作成することを原則とする。ただし、必要に応じて発言の要点をまとめて記載する。「2 発言者氏名について」。会議録には発言者氏名を記載する。「3 会議内容の公表方法について」。会議録は、会議終了後、苫小牧市ホームページで公表する。また、会

議録は市民自治推進課の文責である旨を表記し、事後に修正の可能性がある旨についても表記する。

以上を会議及び会議録の取扱い（案）として御提示させていただきたいと思えます。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。ただ今の説明に関して、何か御質問はありませんか。

なければ、原案とお取り扱いをしたいと思えます。よろしいですか。

【異議なし。】

●谷岡会長 ありがとうございます。

### (3) 苫小牧市自治基本条例及び苫小牧市市民参加条例の概要について

●谷岡会長 それでは、(3) 苫小牧市自治基本条例及び苫小牧市市民参加条例の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい、今回の推進会議がですね、委員の改選が行われた第1回目の会議ということもございまして、自治基本条例、市民参加条例について説明させていただきたいと思えますが、かなりボリュームがございますので、概要ということで説明させていただきたいと思えます。

また、備付資料の方を御覧いただきたいのですが、備付資料のまず（インデックス番号）2番、「苫小牧市自治基本条例について」を御覧ください。よろしいでしょうか。こちらには、苫小牧市自治基本条例についてということで、まず、条例を制定した背景についてでございますが、平成12年に始まる地方分権改革により、「地域のことは地域の責任において地域が決める」ことを自治の基本とすることが明らかにされました。しかし、具体的な住民自治の取組については各自治体に委ねられ、地域住民の考え方に基づいた取組を進めることとなりました。また、厳しい財政状況下においては、これまでと異なる観点からの厳しい選択と集中により、事業の決定を行うことが求められるようになりました。

このような時代背景から、苫小牧市自治基本条例が制定されたということでございます。

続きまして2番、苫小牧市自治基本条例の規定事項の特徴でございます。苫小牧市自治基本条例では、まちづくりの基本原則として、①情報共有の原則、②市民参加の原則、③協働の原則を掲げ、市民自治によるまちづくりを推進することとしています。また、これらの基本原則に基づく制度として、苫小牧市情報公開条例、苫小牧市市民参加条例を位置付けしております。

まちづくりは、市民、議会、市長等がそれぞれの役割や責務の中でこれを行うものであることから、「市民」、「議会」、「市長等」について、条例において章により規定しています。

市政運営の原則の中では、基本構想や総合計画により市政を総合的かつ計画的に運営することや、健全な財政の運営、出資法人等に対する調査など、市政全般について広く規定されております。

市は、苫小牧市自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、市政の運営を行わなければならないとされています。また、苫小牧市自治基本条例については、4年を超えない期間ごとに規定について検討、見直しを行うこととされています。前期から引き続き委員をされている方は、御存知のとおりですが、昨年度、自治基本条例の見直しが行われております。



また、この条例の運用を市民の立場から見守り、条例の適正な進行管理を図るため、市長の附属機関として苫小牧市民自治推進会議が設置されているところでございます。

それでは、1枚ページをめくっていただきまして、3番目に「苫小牧市自治基本条例の構成について」となっておりますが、こちらについては、右側のページに表になったものが構成図と表されておりますので、こちらの方で説明していきたいと思っております。

まず、第1章には総則として、目的や定義が規定されております。第2章には、まちづくりの基本原則。第3章については、市民の規定。第4章については、議会の規定。第5章については、市長等の規定。第6章は市政運営の原則が規定されております。第7章につきましては、条例の位置付け。第8章に苫小牧自治推進会議が規定されております。自治基本条例の構成については、以上ということになります。

次にですね、今の構成の表のですね、次のページを御覧いただきまして、3のところになります。インデックスの3番を開いていただいてよろしいでしょうか。3のところには苫小牧市自治基本条例制定までの経過についてが書かれております。平成12年度に庁内組織「分権型地域社会づくり政策検討会議」が設置されたことが始まりとなります。平成14年度には、この政策検討会議の報告を基に「分権政策実施検討会議」が設置され、地方分権政策の具体化について検討を開始しました。平成15年度には施政方針において条例制定に向けた準備が表明され、同年10月、私的諮問機関「まちづくり基本条例検討懇話会」を設置しました。私的諮問機関につきましては、先ほど出てきた附属機関と違いまして、法令上に設置根拠がなく、要綱や規則等で設置されている機関になります。

ページを1枚めくっていただきまして、こちらの方にこの検討懇話会の活動記録が書かれておりますが、このページの一番下のところを御覧ください。平成17年6月29日、提言書を市長に答申。この答申をもちまして、まちづくり基本条例と検討懇話会の任期が終了となっております。

提言後の条例制定までの経過は、隣のページに書かれておりますが、行政素案の取りまとめを行い、パブリックコメントや市民説明会、議員説明会を経て、ページを1枚めくっていただきますでしょうか。こちらのページ、平成18年12月議会というのが、ページの真ん中ほどにございますが、こちらで条例案を提案し、平成18年12月15日の本会議において全会一致で議決され、平成19年4月に苫小牧市自治基本条例が施行されたということになります。自治基本条例の概要については、以上になります。

続きまして、インデックスの4、隣のページになりますが、4番に苫小牧市市民参加条例についてとあります。まず、苫小牧市市民参加条例の構成についてということでございますが、こちらの方はページを1枚、2枚ちょっとめくっていただいてよろしいでしょうか。先ほどの自治基本条例のときと同じように、図で表された構成図がありますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、市民参加条例の構成についてご説明いたします。第1章には、総則として目的、定義、市民参加の推進。第2章には、市民参加手続。第1節、通則。第2節、政策形成手続。第3節、市民意見提出手続。第3章には、市民政策提案制度。第4章には雑則が規定されております。以上が市民参加条例の構成ということになってございます。

ページ1枚戻っていただきまして、左側のページになりますが、2番、苫小牧市市民参加条例の規定事項の特徴がページの真ん中ほどにございますが、よろしいでしょうか。

それでは、規定事項の特徴ですが、市民参加の保障規定として、一定の政策立案等について、市民参加手続の実施を義務付けたことが挙げられます。政策形成手続とは、審議会、説明会等の対面型の市民参加手続になります。市民意見提出手続は、いわゆるパブリックコメントと呼ばれている市民参加手続ということになります。

市民参加手続につきましては、後ほど市民自治の取組状況の報告のところでも再度、御説

明させていただきたいと思いますので、ここでは、市民参加手続には政策形成手続と市民意見提出手続の二つがあり、一定の政策の立案については、この二つの手続を行わなければならないということをお知らせいただき、頭の片隅に入れておいていただければと思います。

それでは、3番目、苫小牧市市民参加条例の制定に当たっての主な論点でございますが、一つ目として、制度の実施主体として議会を含めて規定したことについて。二つ目として、市民参加手続の対象事項に市民が納付すべき金銭に関する事項を規定したことについて。三つ目として、パブリックコメントの実施の対象となる項目について、苫小牧市市民参加条例と苫小牧市行政手続条例の2条例で規定したことについてが主な論点でございます。

続きまして、インデックスの5番を御覧ください。こちら、5番のところには、苫小牧市市民参加条例制定までの経過についてが書かれております。平成19年に施行された苫小牧市自治基本条例の第5条。これはページの真ん中、四角で囲まれたところになりますが、こちらの第5条のところを御覧ください。「市は、市政運営への市民参加を推進するため別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。」と規定されております。この規定を受けて、市民参加条例を制定することになったということです。

平成19年に、市民参加フォーラムや市民ワークショップなどが開催され、平成20年の4月には行政素案を公表しているところでございます。ページを1枚めくっていただきまして、一番上のところに平成20年5月1日、市民自治推進会議に行政素案について諮問を行い、同年7月に答申をいただきました。その後、パブリックコメントや説明会を経て、平成20年9月議会に条例の提案が行われ、平成21年4月に施行されたということになります。

以上が苫小牧市自治基本条例及び苫小牧市市民参加条例の概要についての説明になります。

●谷岡会長 どうもありがとうございます。ただ今の説明に関して、何か御質問があるでしょうか。なければ次の議題に進みたいと思いますが、よろしいですか。

【異議なし】

●谷岡会長 ありがとうございます。

(4) 市民自治の取組状況（平成26年度）について

(5) 苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成26年度）について

●谷岡会長 では、(4) 市民自治の取組状況（平成26年度）についてと(5) 苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成26年度）について一括して説明をお願いいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） それでは、皆様のお手元にですね、こちら御覧いただきたいのですが、こちら左側に四角いクリップ留めした資料があるかと思いますが、こちらの資料、皆さんありますでしょうか。

それでは、こちらの資料について説明していきたいと思います。まず、この調査がどういった調査なのかということをお知らせし、前段で説明させていただきます。先ほど概要を説明させていただきました市民参加条例は、市政運営への市民参加について具体的な手続を保障した条例ということになります。この市民参加条例の中で市民参加手続の対象となる

事項が定められており、この条例の対象事項に当たるものについては、市民参加手続として政策形成手続及び市民意見提出手続が義務付けられているということです。当然、条例の対象事項に当たらなくても同様の手続を行うことは可能ということになります。

市民参加手続とはそもそもどのような手続なのかということですが、先ほど市民参加手続には、二つの手続があるということをお話させていただきました。一つ目は政策形成手続といいまして、これは主に審議会、今、行っている市民自治推進会議のような会議をイメージしていただけると分かりやすいと思いますが、このような会議ですとか、住民説明会などのように、顔を合わせて意見交換などを行う対面型の手続ということになります。

もう一つは市民意見提出手続（パブリックコメント）と呼ばれる手続になりますが、これは市が発表した政策案に対して、市民が案に対して「その案は、もっとこのようにしたらよいのではないか。」ということを書面で市に提出し、市はそれぞれの意見に対して市の考え方や政策への反映方法などを明らかにして、意見及びその回答を公表する手続になります。この二つの手続を経て、政策等を決めてくださいということになります。

今回の調査につきましては、昨年度このような手続相当を行ったものを本年の4月に当課から各担当課へ照会し、回答を集約したものを報告するものでございます。

それでは、1枚、今の資料を1枚めくっていただきますと、別紙1というものが出てくるとと思いますが、よろしいでしょうか。こちらの別紙1には「政策形成手続等（審議会等・市民会議・公聴会・意見交換会等）実施状況（平成26年度）」となっております。こちらの資料では、昨年度どのような政策形成手続が行われてきたのかや、審議会や住民説明会等が行われることをどのように周知してきたのか。傍聴体制の整備状況はどうだったのか。会議録の作成、公表はどのように行っているのかを集約した資料になります。

昨年度、政策形成手続として行われたものは、24件ございました。昨年度、この市民自治推進会議におきましても住民投票について議論してきておりますので、政策形成手続として行った会議として、こちらに報告しているものでございます。

続きまして、資料をめくっていただきましてですね、別紙2という所までめくっていただいてもよろしいでしょうか。ございましたでしょうか。別紙2には「市民からの意見募集（市民意見提出手続・意見公募手続・任意）実施状況（平成26年度）」と書かれた資料になります。こちらの資料は、意見募集を実施した期間ですとか、何件意見が寄せられたのか、意見募集を行うことをどのように周知し、資料はどのようなところに設置していたのかを集約した資料になります。また、意見募集手続につきましては、市民参加条例に基づくものと行政手続条例に基づく二つがあります。行政手続条例に基づく意見募集については、主に市の規則改正が行われるときに実施されるものでございます。昨年度、市民からの意見を募集した件数（パブリックコメント）は、27件ございました。資料にもありますとおり、案件によっては意見が寄せられなかったものもありますが、市民の関心が比較的あったと思われる案件については、一定程度の意見が寄せられたと考えているところでございます。

それでは、まためくっていただきまして、別紙3という所までめくっていただけますでしょうか。別紙3は「3 協働事業実施事業」と書かれた資料になりますが、よろしいでしょうか。こちらの資料につきましては協働についての資料ということになりますが、協働につきましては、自治基本条例の基本原則の一つであり、市民と市が協力して行った活動などについて、各課へ回答を求め、集約し、報告するものでございます。

昨年度行われた協働実施事業については、28件ございました。具体的な協働事業の自身については、後ほど資料で御確認いただきたいと思っております。

それでは、またページをめくっていただきまして、別紙4と書かれた資料までめくっていただいてもよろしいでしょうか。別紙4は「4 審議会等実施状況」と書かれた資料にな

りますが、よろしいでしょうか。こちらの資料につきましては、市の組織に行政監理室という部署がございまして、こちらの部署との共同調査により昨年度の附属機関、私的諮問機関の実施状況等について集約し、一覧表として報告するものでございます。昨年度は附属機関は41機関、私的諮問機関は21機関ありまして、これらの機関の設置根拠ですとか、公募委員の人数、公募委員の増員予定はあるか等が調査内容となっています。詳細につきましては、割愛させていただきたいと思っております。

それでは、また、ページめくっていただきまして、一番後ろに付いている資料ということになりますが、こちら一番後ろに付いている資料ですが「苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成26年度）について」という資料になりますが、よろしいでしょうか。こちらの資料ですが、苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望ということで、資料の下の方に参考と付いているんですけども、こちらの第19条「市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表する」ものとされておりまして。この規定により、要望等として出された意見を各担当課で検討し、結果について各担当課で公表されておりますが、これらの個別の要望と検討結果について集約し、報告するものでございます。

昨年度、市民参加条例の施行に関する市民からの要望等については1件ございまして、「CAP（まちなか再生総合プロジェクト）PROGRAM PART II（案）について」、これについて要望と意見が寄せられておりましたが、内容といたしましては、自分が提出した意見の一部しか公表されておらず、その意見に対する回答も掲載されていないというものでございまして、担当課からの説明といたしましては、提出された意見は案に直接言及したものではありませんことから、当初、提出意見には該当しないと判断していましたが、一連の流れで提出された意見と判断し、パブリックコメントの結果の当該項目について提出された意見の整理要約を検討し、再度掲載したということでございます。担当課からの回答につきましては、以上のおりとなっております。

今回、会議の議題が多くてですね、資料もたくさんありまして、なかなか頭に入らなかったと思うんですけども、事務局からの調査結果についての報告については以上となります。

●谷岡会長 どうもありがとうございます。ただ今の説明に関して、何か御質問はありますか。

なければ、次の議題に進みたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。

(6) 市と町内会との協働について

●谷岡会長 それでは、「(6) 市と町内会の協働について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） それでは、会議次第「(6) 市と町内会との協働について」御説明をさせていただきます。まず、初めに、今回、なぜこのテーマを議題にさせてもらったかということをお説明させていただきたいと思っております。

それでは、また、備付資料の方をちょっと見ていただきたいと思いますんですけども。こちらの備

付資料の13のところを見ていただきたいのですが、こちら13の資料がどのような資料かということですが、こちらの資料は苫小牧市自治基本条例が定期的に見直しを行うという規定がございますので、昨年度、その見直しが行われ、市民自治推進会議から市民自治のまちづくりに関する提言書の提出がありましたので、その提出された提言書ということになります。

それでは、こちらの提言書ですね、12ページを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。こちらの12ページの方なんですけども、下の方の3番目「協働のまちづくり」という提言がございまして、ちょっと簡単に省略しながら読ませていただきますが、「協働の担い手については、ボランティア団体、NPO、会社法人など、様々な団体がありますが、市の最大の協働の相手先としては、町内会が想定されます。東日本大震災以降、町内会を始めとする地域における組織の活性化がますます重要となっています。他市において制度化されている地域内にある様々な団体で構成する「地域自治組織」を参考として、市や町内会など様々な団体が連携し、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりを検討していく必要があります。「地域自治組織」には財政的な支援を行うとともに、身近な業務の移譲を検討することが必要です。」。このような提言がなされているということがまず一つ目でございます。

また、市の方では効率的な行政運営ですとか、市民サービスの向上のため、行政改革プランというものがございまして、行政改革プランに沿って、各課、様々な取組を行っているところでございます。平成27年度から新たな行革プランの中で、市民自治推進課といたしましても協働の推進ということプランの一つに挙げており、町内会などと連携して協働について進めていきたいと考えているところでございます。

このようなことから、今回、苫小牧市と町内会との協働についてということで、今期の市民自治推進会議のテーマにさせていただいたということでございます。

こちらの市と町内会との協働についてでございますが、町内会関係の事務を所掌しております市民生活課の石井課長から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○説明員（石井市民生活課長） お晩でございます。市民生活課の石井でございます。私の方から皆さんにそれぞれの立場の中で御専門がまししょうから、改めて申し上げるまでもないと思います。町内会環境を取り巻く環境は、非常に厳しいというような状況の中で、私どもが日常関わっている業務を通して感じていること。もしかしたら、受止め方が違う部分もあろうかと思いますが、そこら辺、御容赦いただくという前提で、少し苫小牧市の町内会についてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

市民生活課ではですね、住民組織活動を始め、地域環境に関する諸問題など様々な市民相談を受けております。ここ2、3日マスコミを通して話題になっております空家対策。これらにつきましても、地域住民や町内会の皆さんの中でいろいろ相談を受けております。こういったことで、まあ、先ほども午後から何軒かの町内会をお回りするというようなことも重ねております。こうした業務の中から町内会の皆さんのお話を受け、本市の町内会活動についてお話をさせていただきたいと思いますが、お手元に資料を本当に雑な資料で大変申し訳ありません。「苫小牧の町内会」ということで、カラーで作っております。この資料に基づいて少し触れさせていただきます。最初から話題がずれるわけなんですけども、この表紙ですが市民生活課の職員が手作りで作ったものでございます。少しでも町内会と私どもが顔の見える環境を築きたいということで、こういうものを作りながらですね、「町内会の会報や、その他お祭りなんかで使ってください。」というようなイラストとして提供しているものです。今まで2点ほど作っております。

まず、この裏表紙ですけども、「町内会に参加しよう。」ということで、共同住宅の入居

者、あるいはこれから建設しようとしている管理者、それから転入される方々。また、市の職員に、ということでこれらを中心にPR活動を続けているというような状況でございます。なかなか実を結ばないという現実がありますけれども、皆さんのお知恵をこの場を借りて拝借できればというふうに思っております。

また、このイラストなんかにつきましては、職員の中で雑談になりますけれども、町内会活性化に向けて、例えば薬局、あるいは病院の薬袋の裏にイラストで使ってもらいながら「元気になって、早く町内会に参加しようね。」っていうような展開にできないか、そういうような、ちょっと違う方向性からも考えているというように努めているところでございます。

では、あの、資料に基づいて説明をさせていただきます。

1ページの1の町内会の現状ということですが、本市の町内会組織は、市民生活課で押さえておりますデータになります。昭和3年に二区町内会、これは錦町、市の中心部になります。錦町が最初の町内会として発足しております。最近ではですね、ちょうど、この庁舎の北東ですね、公営住宅が新たに造られています。若草団地町内会、120世帯ほどで、一番最近では町内会が発足しております。現在は86の町内会があります。そのうち、若干、活動を中止している部分として2町内会になっております。なお、未組織地域が全地域の中で1地域だけ未組織という状況になっております。これら現状の中で、実質84の町内会で約5万4,000世帯が加入しているという状況になっております。加入率62.89%、昨年4月現在になっております。

全国的な傾向ではございますが、本市においても同様の傾向で、減少傾向が歯止めが効かないというような状況になっております。道内の主要都市の町内会の加入状況については、ここに記載してあるとおりですけど、やはり、あんまり芳しくない状況なのかなというふうに思っております。全国的に町内会活動を語るとき、課題の一つになっている加入率という状況になっております。

次に、2番目、町内会の活動状況ですが、多くの町内会で共通している事業について記載をさせていただいております。住民交流、あるいは防犯防災青少年文化福祉環境対策事業。こういったものは、多くの町内会で行われているという状況になっております。なお、下に書いてあるかも知れませんが、従来、広報の配布活動というものも町内会の主な事業ではあったわけですが、町内会の高齢化だとか、町内会の負担増ということからですね、まあ、助成金の対象事業であったわけですが、そういった活動を廃止、あるいは休止している町内会が現在27ほどあります。これらにつきましては市が事業所に委託する形になっております。まあ、こういった形を行うに当たって、まあ、2、3年経つわけですが、年々廃止、中止する方向が増えているというような傾向にあります。

また、最近ではですね、防災意識の高まりということもありまして、先ほど話にもありましたが、自分たちの地域を自分たちで守るというようなことで、62の団体が自主防災組織を結成しております。最近では、この自主防災組織もですね、自主的に全市的な連合組織が必要だというような動きが出ております。これを受けまして危機管理室としてはですね、自主的な動きとして歓迎をする一方、行政も連携を図る取組を今、行っている最中でございます。更に東日本大震災の支援活動ということで、気仙沼のお子さんを当市に呼びまして元気になってもらおうということで、気仙沼キッズという事業をいくつかの町内会が集まって自主的に事業を行っているというような傾向が、現在、行われております。

次の2ページになりますけれども、町内会の運営と支援の状況についてでございますけれども、町内会運営というのは、先ほどもお話しましたが、非常に厳しい環境にある。特に経済的な影響ということで、電気料など光熱水費の値上げや消費増税による町内会館の運営費、事業費の負担増。それから、加入率低下による会費の減少。更に地域経済がは

つきりしない、まあ、疲弊による事業者の協賛支援などの減少と。これらの要因があいまって、町内会活動に経済的な大きな影響を与えているというようなことが挙げられるかというふうに思っております。こうした中で、市は町内会活動へ助成金制度を設けております。主な事業活動における年間の助成額は、全てまとめて約1億3,900万円ほど。これは、平成25年度の決算額になります。様々な環境整備だとか、あるいは防災だとか、あるいは町内会活動支援。そういった様々な助成金を設けて、トータルすると約1億3,900万という格好になっております。また、これらの助成制度に対する申請事務につきましてもですね、できるだけ町内会の負担を軽減したいというようなことで、申請事務の一部統一化を図って、町内会さんの負担を軽減したいという役目を務めております。これらの助成金はですね、いずれも定められた事業に対する、いわゆる、ひもつき補助と呼ばれるものですが、一般的に制度化されている助成金になります。したがって、まあ、町内会の裁量権といった面からも、助成金のあり方が問われてるということも事実でございます。本市では、総合的な補助金の在り方、助成金の在り方ということの検討もですね、今後の課題の一つというふうに押さえております。

次に、町内会を取り巻く環境の変化についてでございますが、改めて言うまでもありません。まず、住民の町内会活動に対する認識の希薄化についてですけれども、最近、様々な場面で言われております。要因として生活スタイルの変化。これらは雇用形態等が変化する中で60歳を過ぎててもなお、現役で頑張らなければいけない。したがって、なかなか町内会活動に入っていくけない。町内会活動等から遠ざかる要因の一つではないか、というふうに感じております。それから、個人のプライバシー保護、あるいは、複雑化する家族、地域、社会関係などが、まあ、町内会活動ばかりではなくですね、様々な人間関係を複雑にしているという様なことで、特に町内会関係においては、昔から言われている「向こう三軒両隣」といった近所付き合いを難しくしているというように感じております。これらが希薄化に繋がっているのではないかというふうに感じております。

しかし、一方で「地域の絆」。先ほどもありましたけれども、見直されているというのも現実であります。やはり、自主的に防災活動を続ける、あるいは防犯活動を続けるというような面が一部見えております。高齢化や孤独化の不安。あるいは、災害時の助け合い、生活困窮者の支援、あるいは母子家庭、父子家庭の支援というものもあると思います。これらの社会問題では、やはり、身近な地域ぐるみで見守ることが、あるいは支援することが求められているのではないかということで、既に町内会活動の一つとして取り組んでいる町内会もでございます。

こうした環境の中で、住民の多くはですね、町内会は本当に必要なんだと。そう思っている方もたくさんいらっしゃいます。しかし、時代の流れというのがあるのでしょうか、様々な環境や人々の思いがですね、絡み合っ問題が複雑にしまっている。専門の先生もいらっしゃいます。「古くて新しい問題の一つ」という様な言われ方をしておるようでございます。まあ、こういう問題を認識しながら、町内会の在り方を考えていきたいというふうに思っています。冒頭、ちょっとお話をしましたけれども、私どもの業務の中で先週もありました。やはり、隣人関係の相談が非常に多くなってきています。「向こう三軒両隣の関係が非常にうまくいかない。何とかして欲しい。」ということで、現場まで出て行くというような実態も正直あります。これらは非常に難しいんですけれども、何とか地域で見守って欲しいというふうにお願いをする一方、我々も手をこまねかないで現場に出ていくというようなことを努めているわけですが、なかなか解決の糸口が見つけれないという現実もあります。

今、こういったことで認識という話をさせていただきましたが、やはり、それぞれの思いを含めてですね、地域や町内会が直面する課題は、やっぱり、それぞれの立ち位置の中

で共有しないといかんのだろうというふうに思っています。やっぱり、住民は住民、町内会は町内会、行政は行政ということで、それぞれの立場の中で共有しながらお互いが顔の見える関係を築く事が一番大事なんだろう。なかなか難しいとは思いますが。しかし、そこで行かなければ進まないのではないかと感じています。課題の認識、共有認識と解決の糸口についてですけれども、やはり、地域だけでは住民だけでは、行政だけでは駄目だということ。やはり、ここから始まらなければならぬのではないかとこのように思っています。住民の課題、町内会の課題、行政の課題、これらを共有する事が解決の糸口の一つではないかというふうに感じております。

住民の課題として地域が成り立つために、住民の果たす役割をどのように伝えていくか、理解を得ていくか。町内会の課題として、加入率ばかりではなくって、町内会の加入参加の利点だけを押売りするということがないだろうか。あるいは、義理意識の中で加入勧誘などが行なわれていないか。非常に生意気なことを言うようだけれども、今日もやはり一部、町内会の方から、そういった苦情、相談のお電話があったのは事実であります。そこら辺は、役員として御苦労されてるお気持ちは充分に分かるわけですが、それぞれの立ち位置の中で、立場を理解をしながらということになろうかというふうに思っております。

行政の課題として、これは私たちも反省しなければならないというふうに思っています。こういう話をする私自身も、町内会活動についてどれだけ認識しているか。非常に辛いものがあります、正直なところ辛いものがあります。業務としてよくみんなに言っているのは、「文章1枚、電話1本で済ませるな。」ということを行っています。町内会の中に入っていくイメージで業務をするように。そういうところから「苦情ではなく、相談として受け止めなさい。」というような形で、今、私どもの職員には伝えてあります。そうしたことで市民生活課では、「とにかく、現場へ出れ。」ということで、職員からは批難を浴びてるわけですが、そういったことから少しずつ行政と町内会、あるいは住民とが顔の見える関係が少しずつでもできるのではないかとこのように感じています。

なかなか難しい面はあろうかと思いますが、そういうような務めをしております。これらの思いや課題を認識整理した上でですね、これからの町内会活動について考えていかなければならないというふうに思っております。先ほどから何度かお話してます。加入率について説明をしていますけれども、とにかく「加入率は、飽くまでも結果じゃないですか。」というふうに話をしています。加入率が上がることは、非常に良い事だと思います。しかし、それは結果であって、そこに捕われるばかりに、加入の押売り。先ほども少し触れましたが、そういうふうになってしまっていないか。やはり、少し方向を変えて考える必要があるのではないかとこのように考えています。町内会は地域住民の意思を反映させる根幹的な組織なんだということをどのように伝えていけばいいのか。正にこの会議の到達点というか、そういったことになろうかと思っております。

従来、まちづくりは〇〇委員会、あるいはまちづくりNPO法人、それらが取り組むことだというように受け止めておられる住民もいらっしゃいます。しかし、やはり地域住民の意思を反映させる根幹的な組織として、自分たちの地域を作るというようなことを受け止めさせていただければというふうに思っています。「地域の課題は、地域で解決する。」と。まあ、極論を言いますと、「自分たちが納めた税金を、自分たちの地域づくりに、自分たちが使うんだ。」というような意識を、易しく伝えていくことだというふうに感じています。まあ、私の立場でこういうふうに言いますと、「だから、町内会の助成金を上げればよかったら。」というような話の展開になる。多くは、なるんですが、「いや、そうじゃない。」ということを引き止めて、何とか分かってもらえるような形で、今後、取り組んでいきたいというふうに思っております。そのところを町内会さんと私どもと一緒に考えて



えていきたいと思っております。

最後になりますけども、4ページ目になります。「協働に向けて」ということになるかと思えます。今まで少し理想論的になってしまったという部分もあるかと思えます。町内会と行政の協働に向けてということで、地域や住民、あるいは町内会の情報や思いを我々も少し踏み込んで知る必要があるというふうに思っております。今、触れさせていただきました、いくつかの易しく伝えていくという情報発信ということも必要かと思っております。そして、連携というふうに書かせていただいておりますが、「一緒に取り組みましょうよ。」というようなことで連携というように肩肘を張るのではなく、「一緒にやりましょう。」ってこういう会議を通してですね、そんなきっかけ作りをさせていただければ、皆さんのお知恵を拝借して、地域の個性を生かした活動を通して町内会の必要性を感じていただける。そんな取組ができないだろうか。是非、皆さんの経験や知識や、そういったものをお借りしながらですね、我々も取り組みたいというふうに感じております。

最後に新聞報道の中からいくつか気になった点をコピーしております。高校生の町内会役員、非常に評判がっております。世代間交流を楽しむ。あるいは、今までの事業のいくつかについて、コピーをしておりますが、3枚目「なんでもトーク」という記事があるかと思えます。25年8月1日の記事になります。実は、ここだと思うんですね。「別の角度で見ては」ということで、この投書をされた方は、「何も分からない私につながりを作っていたから、町内会行事に行き、役員さんたちの活動を別の角度で見て欲しいと思います。」と。これ、実は、その裏にある飲酒だとか、町内会役員に対する批判が、かなり新聞で何日か続いた後に投稿されたものです。いろいろな形で、いろいろな思いがある。ですから、やはり地域の方々が時代認識をやはり受け止めるべきだろうというふうに思っています。だから、思いは大事なんです。みんな一生懸命やろうとしてますけれども、そういった思いをやはり認識して、時代の変化の中で町内会活動をいかにすべきかということを考えていかなければいけないのかなというふうに感じているところでございます。大変、雑な資料で申し訳ありません。もっともっと本当は思いがあるんですけども、時間もありませんので項目だけ記させていただいて、お話をさせていただきました。ありがとうございました。

●谷岡会長 どうもありがとうございます。貴重な意見をいただいたと思っております。ただ今の説明に関して、何か御質問はありませんか。

ないようでしたら、次の議題に進みたいと思えますけれども、すいません、事務局お願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 今年度、いろいろ町内会のことに取り組んで行きたいと考えておるんですけども、私どもといたしましては、町内会のもので、現状認識を含めた中でですね、アンケート、ニーズ調査のようなものを6月に実施をしたいと考えております。それで、あの、その結果を7月辺りに集約をしてですね、また、皆様方のこの会議の中でお示しをした中でですね、また、いろいろなお話をしていければなという考えでございます。

それですね、まだちょっと時間もありますので、具体的にですね、町内会でされている活動ですとか、現状の中でですね、何か問題を感じているとかですね、良い部分もあるとか、というようなお話もいただければですね、また、次回以降の開催のヒントになるかと思えますので、引き続き、少々、お時間をいただいてですね、御議論いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

●谷岡会長 ありがとうございます。その他、何か御質問等はないでしょうか、今までのまとめてということでも結構です。

●川島委員 町内会の加入率について、ちょっと確認をしたいんですけども。苫小牧は62.89パーセントだということなんですが、最近、こう東側、東部というんでしょうか、沼ノ端を中心に若い方の世代がどんどん入居されているわけですよね。そういうことを考えたときの、その各町内会、東部から西部にかけて、そういうこう、加入率の度合いっていうんですかね、地区ごとの。そういうので顕著な動きっていうのはあるんでしょうか。ここは飽くまで平均値ですよ。

○説明員（石井市民生活課長） はい、そうです。いわゆる、新興住宅街と言いますか、御他聞に漏れず、東側、まあ、地域の平均年齢が29.0歳という地域、まちがあります。そこら辺は、加入率40パーセント台という状況があります。

逆に、やはり高齢化率が高い部分、高齢者が多い部分は、やはり、80パーセントを超えるという地区もあります。そうした中で、全部で大体、押しなべて行きますと、60パーセント前後ということになるかと思えます。

まあ、たまたま、昨年、その若草団地が入りましたので、これ、昨年の4月1日現在の数値なんですけども、若草団地が昨年、秋に結成されていますので、これ65パーセントくらいまで、もしかすると上がっているかもしれません。

●川島委員 今、20代の世代では40パーセント、高齢の方は80パーセントという一つの数字が出ましたけれども、この中で実際に、例えば20代の方を抱える町内会としてはですね、どのような例えば町内会の問題点があるのか。やはり、少なくとも40パーセントは加入してるわけですから、その人たちがですね、町内会に対するいろんなニーズなりね、期待するのは一体どういうものか。また、他方において80パーセントを占めている高齢の地域の町内会としてのですね、ニーズとか。やっぱり、そういうのはいろいろ違いがあるのではないかなというふうに思うんですけど。そういった中で、何か大きな特徴点みたいなものってのは何かありますか。

○説明員（石井市民生活課長） 20代の単身者というのはなかなか難しく、一つの地域の中で事業所が共同住宅、あるいは寮、あるいは社宅を設けているような地域があります。単身者も含めて約80世帯くらいが事業所の。まあ、出光興産なんですけども、新しく共同住宅を作っているんです。そこら辺が事業所の協力を非常に得て、会社として入る、アパートとして入る、社宅として入る。そういうような協力をいただいています。

また、若いお母さん方は、やはり子供を中心とした動きになります。やっぱり町内会活動に積極的に参加している小さいお子さんたちがいらっしゃいます。それは家族同士のお付き合いの中で、「私も行きたい。〇〇ちゃん、私も行きたい。」というのが現実にあるわけです。そこら辺を若いお母さんの加入につながっているという。全部が全部というわけじゃないですが、私どもが受け止めている内容としては、そういう結果が主な、顕著な部分かなというふうに考えています。

●川島委員 ありがとうございます。

●志方委員 地縁団体という名称、認可地縁団体という名称もあるかと思うんですけども、町内会っていうものに対しての苫小牧市の関係性っていう中で、助成制度とかも用意され

ているとは思いますが、町内会は、そこに住んでる人たちの組織する団体だと思うんですね。そういう団体に対して用意している助成金というのは、その申請を受けて、先ほど、ひも付きというようなお話があったかと思うんですけど、ある程度、目的に合致して、用意された目的に対して交付しているようなお金ということなんですかね。この場合だと、これはいわゆる受益者負担というか、当の町内会の皆さんが必要だと思ったものをお願いして、入れていただくという形なんですか。

○説明員（石井市民生活課長） 一般的に市民生活部サイドでいきますと、活動そのものに対する助成金というものがあります。年間、約3,000万円近くあります。これは何に使ってもいい、町内会活動全体に使ってもいい助成金です。その他に環境活動、清掃活動だとか、あるいはスポーツ活動だとか、様々な事業あります。こういう事業に助成を出します。だから、「こういう事業をやらなければ、助成は該当しないよ。だから、助成金があるのでやって下さい。お願いしますよ。」というようなやり方が一般的な内容になっています。

例えば青少年対策費。そこでは、やはり子供さんの活動、子ども会育成事業。そういったことだとか、あるいは、昔、敬老会お祝い金ってありました。高齢者事業ですけども、今は、高齢者事業ということで町内会の独自性に任せています。それから、清掃事業としては、資源回収、リサイクル事業ですね。そういったものがあります。それから、スケートリンク、そういったものもあります。それから、子ども街路灯の電気代を100パーセント町内会に負担しています。これは、苫小牧市だけしかやっていません。

●谷岡会長 この1億3,900万のうち、街路灯はどのくらいの比率ですか。

○説明員（石井市民生活課長） 4,700万円程度になっております。

●志方委員 先ほどのLEDに関してで、その、整備予算って、ハード整備事業として交付されたってことでいいんですかね。それとも、

○説明員（石井市民生活課長） LED事業につきましては、市の直営でやりますので、これから工事始まりますけども、これは一切、町内会さんの御負担なしで、約3億円の事業費でやっていきます。

●志方委員 ランニングの方で4,000なにがしという、

○説明員（石井市民生活課長） 今現在、水銀灯、ナトリウム灯というのがありますんで、それらが実績として4,700万円ほど。26年度では5,000万を超えております。これがLED化になることによって3分の1。全部が切り替わりますんでね、それくらいの電気代になろうかなというような推計はしておりますけども。ここら辺もですね、街路灯事業についても今、町内会さんが設置をしているんですね。現在は、町内会さんが設置をし、その設置費の一部を市が持ち、電気代は町内会さんの負担分100パーセント助成しますというようなやり方をしてるんですね。町内会さんも非常に厳しいという状況の中で、「街路灯事業も行政がやるべきではないか。」という意見が出てきております。自治体によってはそういう形で取り掛かかってきているっていう部分もあるんですが、やはり地域の現状というか、個性というか、特徴は、やっぱり地域の方々が一番分かる。住んでいてどこが危険なのか、どういう形で防犯灯を付けたいのか。やはり、「皆さんも防犯パ

「トロールやっていただきますよね。」と。「そういった防犯活動の一つとして受け止めていただきたい。」と。そこに、市はできるだけ可能な限り助成はします。助成をすることによって、協働の事業という位置付けをさせていただけないかという話をお願いをしているところです。ただ、やっぱり町内会さんによっては世帯数40世帯、50世帯という町内会さんもあります。非常に厳しいことは、十分、分かっていますので、これら街路灯関係、防犯灯関係に関する課題は、将来に向けての課題の一つとして、我々、今、検討材料として挙げております。

●志方委員 所管課を例えば道路整備関係のセクションとかに移管するってことは、他市でやっていたりする例はないものなんですかね。

○説明員（石井市民生活課長） あります。私どもも市の市道、いわゆる幹線道路っていうんですけど、幅員10メートルを超えるものについての整備は、都市建設部でやっております。いわゆる幅員10メートル以下の生活道路ですね。「生活道路については、町内会さんお願いします。」ということで、御理解をいただいております。

●喜多委員 よろしいでしょうか。今、お話の中で町内会の加入率。まあ、格差もある、世帯数の問題もある、といろいろあると思うんですけども、一般的にいけば周知の徹底をするだとか、活動を活性化させるということになるのかもしれないのですが、ちょっとお門違いだったら申しわけないんですが、この町内会費というものを、市で強制的に苫小牧に登録した場合に、町内会費は、あの、町内会費という名目かは分かりませんよ。これは、あの、事前にとって、全員加入してもらおうんだという方向にいけないのだろうかと思うんです。これは多分、加入率を一瞬的に上げることはできるのかもしれませんが、永続的に高い加入率を保つというのは大変難しいのではないかなと思っております。それはなぜかという、私、PTAの会長をやっていますが、町内会の人とお話しているときに、まず、PTAには強制的に入って会費をいただいています。その中で、一部はですね、日本P連とかに出していますけれども、保険。子供を守る保険だとか、そういう安全面を使っています。町内会に行けば、電灯は出しています。これは、以前から聞いてました。また、ごみ箱を直すお金とかいろいろ使っていると思うんですけども、そうであれば、この組織そのものの定義が、昔ながらの従来の定義の中、PTAもそうなんです。定義上、任意団体なんだと。現実には附属団体に近い。で、PTA会費は、たまたま強制的に、強制的ではないんですけども、現実的には強制的に皆様から御請求させていただいて取っているので成り立っているというのが現状です。ただし、その中で「参加する。」「しない。」というのは自由ということになっていると思います。まず、この組織の根本の「入る。」「入らない。」からもめると思うんです。「あの人は、払ってる。」「あの人は、払っていない。」「町内会のお祭りあるのに、払っていない子が遊びに来る。景品を1等賞で取る。」、そんなところから始まって、「あのお母さん」ってなると思うんです。まず、みんながフラットに平等に会費をいただく。その中で参加しない人に対しては、「それは、あなたが損をするだけです。」と、こういう方向で。これ、ちょっと難しいかと思うんですけども、私が考えるのは、この「加入率を上げる。」でなくて、事前に（会費を）取った上で、「それを活用するかしないかは、あなた次第です。」というふうにならないものかなということ。

まあ、ちょっと難しいとは思いますが、法的とかいろいろんなものがあって。これもまた、「そんなことができれば、とっくにやってるわ。」っていう話かもしれませんが、私がその、今のPTAをやっていると思うのは、若い人の意識というのは全然違いますから。「とにかく、全員が最低条件こうです。これは、公共で皆さんで使っています。後は、皆さんが

参加する。その中で声を反映する。これは、選挙と一緒に、法則としては。出てって意見を挙げた人がその中で戦う。反映したまちづくりをするというのは、民主主義の原則ですから、難しいとは思いますが、私としては、そのようなことが市でできないものかなと思ってます。以上です。

●谷岡会長 それは、大変ありがたい話なんですけれども、やはり加入者の方で、やはりその地域に足掛けで今は居るんだという、その、アパートに住んでいる方とか、又は単身の方。その、いわゆるそういう方たちが、やはりその、加入率を悪くしている感じなんです。やはり、そこで住んで、「一生、終の棲家（ついのすみか）として住むんだ。」という人は、必ずやっぱり入ってはくれるんですね。そういう方たちについては、本当に1パーセントもその、入らないという人はね、町内の方と、例えばAさんという役員の方とうまくいかないから入らないんだとか、そういう感情的なものがあるかもしれませんが、大抵の方はやっぱり入っていただいているんですね。やはり、その、アパートで「自分はどっかにマイホーム作るから、腰掛なんだよ。」という人たち、いわゆる子供もいないし町内には何もお世話にならないんだっていう方が、やはり、入らないという方が、やっぱり多いように見受けられますね。そんな感じを私は感じております。

●小山田副会長 町内会の加入の縛りについてはですね、最高裁までいって判例が出ているんですね。平成12年になるかな、任意加入の団体であるということで。それから、本来はね、強制的に入ってもらえばいいんでしょうけど、加入はまず無理なんです。

町内会費の徴収に関してもですね、これも平成16年くらいだったですかね、神社のお祭りへの寄附が町内会費から出ているという所から発端しまして、いわゆる宗教の問題なんで、それに関する町内会費を払わないというところの発端で、町内会費を強制徴収できるかできないかというのも、これも、判例が出ててですね、これも強制徴収はできないということになってるんですね。これが大きな前例として残っていますので、なかなか強制的というのは（難しい）。できればね、本当にいいんでしょうけども、現実的には難しいということですね。

●志方委員 これ、町内会費として徴収するのが問題あるとすれば、市税の一環として公平性を担保した上で、全員から徴収して住民数に応じて配分しますっていう調整は利かないのですか。ごめんなさい、その判例、今、読んでなかったんで、今度、勉強しておきたいと思うんですけど。

○説明員（石井市民生活課長） 今、お話いただいたことが、正に先ほど言いました、私どもがやっている活動助成金がそれに当たる。いわゆる一般財源で、いわゆる世帯割り、均等割りという区別をしながら、一人当たり80円かける世帯数だとか、そういった形の意味合いは活動助成金として今、助成をしているのは現実なんです。

●志方委員 先の大震災の後で、いわゆるフリーライダーというか、町内会費は払ってなかったんだけど被災地の避難所で炊出しには参加してたりとか、村八分にされたとか、させないとかっていうお話があったかと思うんですけど、そこにいくと、その、住民自治の中でも任意性の高い団体っていうところの性質を鑑みるに、まあ、本当でいえばNHKと同じで、「払うって決められてるから払う。」っていう流れになっているのがベターだとは思いますが、実際、我々、商店街の活動でもそうなんですけれども、商店街組合振興法という法律もですね、株式会社とは違って、1組合員1票の原則があるんです。

それで、意思を決定するとき、総会においては組合員はみんな平等に1票しか入れないんです、大きいお店も小さいお店も。更に言うと、活動にいつも参加しているお店もあれば、会費も払うし、まあ、総会に出る、出ないのがきも出すけども、全く出てこないという所もあるので。活動するけど、モノを言う。活動しないけどモノを言う。この二つの出来事ですね、×2（かける2）なので、いろんなパターンがあるんですけど、その中で、やっぱりもめるんですよ。そういう事もあって、町内会っていうものの物理的に隣接してるがゆえに厄介なこともあるのかなと思うんですけど、多分、それに関しては、もう少し何か、苫小牧市の側で基本条例とか定めてみるのはいかがかなと。

○説明員（石井市民生活課長） 今、現実的なお話が出ましたんで。先ほど触れました街路灯、それから、今年から始めます町内会活動保険というものも始めています。やはり、町内会の方から「加入してない分まで、何で町内会が負担するんだ。」と。非常に大きな反響がありました。まあ、あの、世帯にすると保険にすると1世帯当たり何円なんですよ。まあ、電気代こそ、今、先ほど言いましたこういった金額なんですけど。じゃあ、「あその3軒加入してないから、防犯灯外せ。」って、「そういう話になりますか。」と言うんですよ。だから、「そこは、地域じゃないですか。確かにお気持ちは分かる。役員さん、分かりますよ、私もそう思います。だから、そこを明るくするんだから、みんなも理解してねということ、やっぱり時間をかけてもいいからやりましょうよ。」と。この間も、「私、呼んでください。説明しますから。」って。ようやく納得してもらいました。やっぱりそれだと思うんですよ。それがやっぱり、入り方だと思うんですよ。「何で入ってない人間まで、我々が面倒見なきゃいけないんだ。」と。ところが、火災だとか起きたときに、きっちりその町内会の人たちは面倒を見ます、(町内会に)入ってる、入ってないに関係なく。公営住宅で火災が起きたときに、泊まる場所がなくなって泊めたのは町内会館です。その人は町内会に入ってるかと（いえば）入ってない。でも、泊めるんですよ。今日も木場町で同じ話がありました。ちゃんとね、入ってなくても、入っても町内会はやるんですよ。そのところも、どういうふうに住民に伝えていくか。切羽詰まったときは分かるんだと思うんですね。そこを易しく伝えていかないといけないと思います。

一番良い例が、さっき子供の話をしました。「あなたのお子さんは町内会に入っていないから、お祭り出ちゃ駄目よ、ラジオ体操したら駄目よ。」って。「そうにはならないですよね。」って。それは、子供悪くないです。「あなたのお子さんが、こうやって悲しんでるじゃないですか。だから、理解して加入してくださいよ、協力してくださいよ。」って。具体的なものを持ってって、一つずつ一世帯ずつでも歩かなきゃ駄目かなというふうに思いました。これは大変な作業だと思います。日々、そうやって重ねていくしかないかなって。限界はあると思います。まあ、そういうことが、現状で正に現場で起きています。

●川島委員 もう一ついいですか。あの、お金の話も出たりしたんですが、また資料の中の一番最後のところの「なんでもトーク」の中に、いわゆる町内会費の使い道についてというような点が出てましたが、市としてはですね、各町内会が、それぞれ年度決算する。そういった数値に関する、いわゆるその監査というんでしょうか、確認というのはしているんでしょうか。どうなんですか。

○説明員（石井市民生活課長） しております。（交付金を）申請をする時に、前年度の決算数字、監査の資料を全部付けてもらって、事業報告書、監査報告書、決算書。それは全部いただいております。その上で、次の年、新年度の申請をしていただく。そこで、「こういう事業は、どうだったんですか」。っていうやり取りはしますけど。ただ、正直なところ、

細かい内容までは踏み込んでいません。そこは、やはりさっき裁量権っていう話もしました。自主性ということもありますので、あまり細かなことまでは言っていない。ただ、最大限、うちから、市から助成している額だけは、きちっと表現をしてくださいというようお願いをしているんです。

●川島委員 ですから、そのところでちょっとお伺いしたかったのは、例えば各町内会が、いや、今年度は当然こう、収入の部です、当然、何人の方からお金が入ってきたかってのは、そこに明記されるわけですよ。今、月350円くらいですか。かける何人という形で出るわけですよ。だから、ある程度、その町内会に単独の会費としてね、いくら入っているかってのは、市としてはつかんでいる。また、同時に何か行事するときの助成金に関しても、「いくら出してるか。」っていうのは、それも分かってる。じゃあ、それに対する使い道としてね、例えば各町内会がいくつかの催しをやっているんだけど、「これって、本当に必要なのか。」みたいなね、支出があったときに、市としてね、「いや、これはちょっと、こう使い道としてね、いかがなものですか。」と。あるいは、こういうふうな、例えば行事の組み方とかね。「ちょっと、これは、ある意味乱暴な部分じゃないんですか。」あるいは、「もうちょっとこの辺に力を加えてね、支出なり対策をしたらどうですか。」というアドバイスの部分。そういったものはされているんですか、どうなんですか。

○説明員（石井市民生活課長） 出た結果に対してはしてません。そこはやはり町内会の自主性として任せたい。町内会でやはり監査委員っていますから、監査の判子を押して総会の中で承認されているわけですから、そこへ市が入り込むのはいかがなものかと。

ただ、「こういう事業をやりたいんだけど。」「こういうようなことをやりたい、買いたい。」「これは、どうですか。」っていう御相談はあります。そのときには、市の判断でできる範囲の中では、御説明はしています。

●川島委員 私が言ったのはね、結果に対するね、決済について何も言わないんですが、例えばそれを踏まえた次年度、あるいは次の年度のいろんな計画を立てるときの行政側のアドバイスというような形でですね、何かそういうような執行に関するところで何らかの対応ってのはできないものなのかなっていうのをちょっと感じるんですよ。なぜならば、結局、その、ある程度こう、潤沢に回ってるところはいろんな展開がね、その町内会でできるんだけど、そうじゃないところっていうのは、「やっぱり、また今年も去年と同じだよ。」と。そうすると、「ああ、何だ。また、見劣りしないような。何かね、これだったら参加しなくてもいいかな。」とあって、そうなり得るいわゆる動きが固定化してしまうようなね、場面ができたりしないかなって。そういった、ちょっと心配がね。

自主性は大事なんだけれども、ただ、やっぱりその中の自治体の、いわゆる、それこそノウハウがあるかないか。それによってね、大分動きが変わってくるんじゃないかと思うわけなんです。だから、そういった点で情報の提供だとか、行政サイドで何かできやしないかなという、そういうところなんです。

●志方委員 苫小牧市として町内会に対して、権利と義務じゃないですけど、これをやっていただきたいというのは明示された文書みたいなものってあるんですか。町内会の活動の中で、「これ」と「これ」と「これ」は、町内会の業務というか責務というか、例えば防災なり、防犯なり住民意識の向上か文言かどうかは全然知りませんが、その中である程度、基本方針みたいなやつのが明示されてたりするものなんですか。

○説明員（石井市民生活課長） ないです。

●志方委員 ないですか。なるほど、それは各団体の自治にお任せするということですね。

●佐藤委員 ちょっと私の認識が足りなかったら申し訳ないんですけども、私がすごく気になるのはこの加入率。お金の面じゃなくて、この参加率がとても気になります。先ほど、川島先生のお話もそうなんですけど、お互いが町内会の活動をしてる方と活動をしてないというか入ってもいない方と、お互いが何をやってるか分からないっていうのが現状なんじゃないかなと思ってます。例えばごみミステーションのことですとか、その街路灯の話も知らない方がすごく多いんじゃないかと。そこをまず周知するのに、町内会だけだったら足りないんじゃないかなっていうのは、日頃、感じています。

例えば地域にあるコンビニとかスーパーで働いてる、ちょっと言葉は悪いですけど、おばちゃん的な存在の方が「いや、実はこうなんだよ。」とか、そういうようなコミュニティーは、よっぽど町内会さんの役員よりも持っていると思うんですよ。スーパー、コンビニに限らず、そういう企業と町内会と何か一緒になって、加入率を上げるとか会費をちょうだいするだけじゃなくて、何か一緒に取組をするとか、何か事例があればちょっと教えていただきたいなと思います。

○説明員（石井市民生活課長） 事業所の取組というのは、具体的に実はないです。ただ、町内会によりましては、アパート共同住宅の管理会社が、先ほどちょっと触れました会費を徴収してしまう、入居者全員から家賃と含めて回収してしまうというような取組はしていますけど、今、お話いただいた活動の推進に向けた取組として、事業所からの連携というのは、今の所、まだされていないというのが実態です。

●佐藤委員 ありがとうございます。

●谷岡会長 それ以外に、何かありませんか。はい、どうぞ。

●山田委員 現在86、84の町内会があるということなんですけど、イメージで構わないんですけど、良い町内会というんですかね。こう、印象に残っていて、この町内会は何か素晴らしいなどとか、努力をされているなという所があれば、少し私に何か情報をいただけたらと思うんですが。それは活発なのか、皆さんのコミュニケーションが取れているのか、そういう何か具体的な例があれば、ちょっと教えていただきたいのですが。

私の印象としては、加入率62.89パーセントあるってこと自体が、ごめんなさい、初めて知ったんですが、意外と私の中では高いなという気がしましたし、東側の29歳以上の年齢の方の加入率が40パーセントくらいあるってことは、「高いな」というふうな印象で、全体的にもっと加入していないというふうに思っていたんですね。でも、実際には86の町内会があって、中にはきっと楽しく、素晴らしい町内会があるんじゃないかってイメージを持ちたいんですが、何か具体的な例など教えていただいて、感覚として良い町内会だっというのを教えていただきたいなと思ったんで。その中でも、例えば活発な活動をされているとか、コミュニケーションをよく取られているとか、行事の数が多いとか、何かそんなことがあったら教えてください。

○説明員（市民生活課長） それぞれ町内会の活動は特徴がありますし、何をもって良いか、悪いか、活発かどうかってことは、難しい部分がありますし、私の立場では、ちょっ



とその話は控えさせていただきます。谷岡会長辺りは、非常に活発に町内会は素晴らしいと思いますし、他にも沢山やっておられるところもあります。やはり、正直なところ、町内会の高齢者が多いところは難しいです。活動が極端に言うと、なかなかできない状態にあります。したがって、町内会ごとによっても力のバラつきがあります。これは、やむを得ないと思います。まあ、そういうような現実でありまして、世帯数の問題、構成する人口の問題とかいろいろありますので、一概に比較はできないと思いますが、現実的にやはり、高齢者の多い地域は、活動は少し難しい部分もあろうかなというふうに思っています。

●栗山委員 今、町内会の話が出たんですけど、実は2、3年前にうちの先生でですね、防災活動に関する自主防災組織の研究をやっています。その中で、やはり60の中でですね、実は私も一緒にやったんですけど、活発な町内会と、活発じゃない。まあ、自主防災組織が活発に活動していること、居眠り状態の町内会、やっぱり2種類あります。

活動の動きが活発なところは、一つにいろんなイベントをやっているというのは、一つはコミュニケーションが多いという状態。アンケート調査やって、全部やったんですけど。もう一つ活発じゃないところは、やはり、旗振り役の人がいないんですね。大体、その活動が活発なところは旗振り役の人が何人かいて、その人たちが積極的にやっているということ。

ただ、問題は、後継ぎがやっぱりなくて困っているということは、非常に多いですね。それから、防災を考える場合には、町内会活動が一つのコミュニティーになりますので、やはり、町内会活動が停滞するということになるとですね、いろいろな問題が出てくると思います。

●谷岡会長 ありがとうございます。何かそれ以外にありませんか。

●水口委員 今、防災のことを言われたんですけど、うちの町内会は、ちょっと前までは90パーセント、今は88.0の加入率なんですけど。

それで、防災の件なんですけども、私、あの防災の推進室長というのをやらされてるんですけども。それで、うちの町内会では、防災士というのが3名います。どこの町内会にもいないんじゃないかなって思ってますけど。でも、なかなか今度、運用するとなると、なかなかいろいろな裾野が広がって広がって。今年度で辞めようと思っているんですけど、私のいるうちにはその組織をいじらないで次の方にやらそうという悪い考えを持っているんですけど、非常に難しいですね。

だから、一つ問題を解決するというと、どのようなことで着眼点で運用していくのかってのは、これからいろんな町内会から、まちづくりから、そういった問題に、これからの話合いだと思うんですけど、相当な時間をかけなきゃできないんじゃないかなというのと。今の苫小牧市の防災計画の、ちょっと修正案されてたんですけど、それに基づいて社会福祉協議会に運用している部分。そこにも顔出してるんですけど、どうやってやっていいのか真面目に考えると大変だなと感じています。これからいろんなまちづくりで、多分、いろんな議論が出てくるんじゃないかなと思っています。

●谷岡会長 どうもありがとうございます。それ以外、何かありませんか。では、そろそろ時間にもなりましたですし、「(7) その他」の方に移って行ってよろしいでしょうか。

(7) その他

●谷岡会長 それでは、事務局、お願いします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） それでは、最後、事務局から連絡なんですけども、次回の推進会議の開催なんですけど、一応、7月頃を予定しております。大体、7月の中旬以降には、なろうかと思うんですけど。また、開催が近づいてきましたらですね、改めて文章の方で御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今日、お手元の資料なんですけど、そちらの資料はですね、こちらで保管することもできますし、持ち帰っていただいても構いません。持ち帰ったときは、次回開催のときに持って来ていただくような形でお願いしたいと思います。

事務局の方からは以上です。

●谷岡会長 どうもありがとうございます。では、皆さんからはありませんか。

なければ、今日はいろんな貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。これで本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

## 7 閉会